

横芝光町農業委員会 5 月第 2 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 5 月 7 日(木) 午後 4 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (12 名)

会 長	4 番	伊藤 直樹		
会長職務代理者	7 番	伊藤 仁		
委 員	1 番	市原 裕	2 番	伊藤 由美子
	3 番	土屋 英夫	5 番	椎名 美枝子
	6 番	若梅 直樹	8 番	鈴木 淳
	9 番	實川 和幸	10 番	大木 耕一
	11 番	平山 和浩	12 番	林 政宏

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	行方 大実
主幹兼農政班長	土屋 史治

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第 3 議案第 2 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 4 議案第 3 号

令和 8 年度第 2 次農用地利用集積等促進計画（案）の意見について

日程第 5 議案第 4 号

令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務
の実施状況の公表（案）について

日程第 6 議案第 5 号

令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和8年5月第2回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに、伊藤会長よりごあいさつ申し上げます。 (伊藤会長あいさつ) (町長あいさつ) (あいさつ後、退室)
事務局	本日の総会の出席委員は、全員です。会議規則第6条の規定により、本総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきまして伊藤会長に議長をお願いします。
議長	これより議事に入ります。日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 5番 椎名美枝子委員、9番 實川和幸委員に、お願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の 土屋主幹 を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。 令和8年5月7日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 直樹 今回の3条の許可申請は、10件です。 譲受人と譲渡人は資料1ページから3ページに記載のとおりです。 4ページ以降に、申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。 なお、小字については省略させていただきますので、ご了承ください。 1件目の申請地は、寺方 の畑5筆 計3,246㎡、田8筆 計4,297㎡ 曾根合 の田9筆 計6,961.16㎡ 合計22筆 14,504.16㎡です。位置図は資料の4、5ページです。譲受人が経営規模拡大のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。なお、譲受人は農地所有適格法人です。 2件目は、新井 の田 1筆 3,881㎡です。位置図は資料6、7

	ページです。譲受人が経営規模拡大及び耕作利便のため、町外在住の譲渡人から、売買により所有権移転をしようとする申請です。 次に、3件目から6件目は同一譲受人となりますので、一括で説明させていただきます。資料は2ページになります。 3件目は、尾垂イ の畑 1筆 197㎡ 4件目が、尾垂イ の畑 1筆 220㎡ 5件目が、尾垂イ の畑 2筆 計438㎡ 6件目が、尾垂イ の畑 1筆 219㎡ 合計 5筆 1,074㎡ です。 位置図は資料8ページから15ページになります。譲受人が耕作利便のため、それぞれ相続により農地を取得した譲渡人から、売買により所有権移転をしようとする申請です。
議長 10番	7件目は、木戸 の畑 6筆 合計1,955㎡です。位置図は資料16、17ページです。なお、6502-4は地目、田ですが現況は畑となっております。譲受人が経営規模拡大のため、相続により農地を取得した譲渡人から、売買により所有権移転をしようとする申請です。 8件目は、横芝 の畑 1筆 287㎡です。位置図は資料18、19ページです。譲受人が耕作利便のため、譲渡人から、売買により所有権移転をしようとする申請です。 次に、資料3ページ、9件目と10件目についても同一譲受人の案件のため、一括で説明いたします。 9件目は、北清水 の畑 5筆 5,432㎡と、 田 7筆 7,769.61㎡です。 10件目は、北清水 の畑 2筆 1,543㎡と、 田 2筆 1,531㎡です。位置図は22ページから27ページになります。 譲受人が経営規模拡大のため、それぞれ相続により農地を取得した譲渡人から、売買により所有権移転をしようとする申請です。
議長 9番	以上、議案第1号の説明でございます。 ただいま議案第1号の朗読並びに説明が終了しました。はじめに1件目の案件について担当委員の説明を求めます。 9番 實川です。高齢により農地を管理できなくなった譲渡人から、経営規模を拡大したい譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、水稻とネギの作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしく願います。

議長	ありがとうございました。説明が終わりましたので1件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。 次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
3 番	3 番 土屋です。町外に住んでおり農業をしていない譲渡人から、隣接地を耕作しており自宅も近い譲受人へ、耕作利便のため売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので2件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。 次に、3件目から6件目の案件について、同一の譲受人であることから、一括で扱います。担当委員は私ですので説明いたします。
4 番 (議長)	4 番 伊藤です。本件はいずれも、相続をしたが農業をしない譲渡人から、自宅が隣の譲受人へ耕作利便のため、贈与により所有権移転をしようとする申請です。申請地ではサツマイモなどの野菜の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので3件目から6件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目から6件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

	(挙手全員) よって3件目から6件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。 次に、7件目の案件についてですが、本件も担当委員は私ですので説明いたします。
4 番 (議長)	本件は相続をした農業を処分したい譲渡人から、経営規模を拡大したい譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地ではネギの作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので7件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、7件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって7件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
6 番	次に、8件目の案件について、担当委員の説明を求めます。 6 番 若梅です。相続したが農業をしない譲渡人から、隣接地を耕作して譲受人へ、耕作利便のため売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では大豆の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので8件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、8件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって8件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
7 番	次に、9件目と10件目について、同一の譲受人ですので一括で暑きます。担当委員の説明を求めます。 7 番 伊藤です。それぞれ、相続した農地を処分したい譲渡人から、経営規模を拡大したい譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻とネギ等の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願

議長	します。 説明が終わりましたので9件目及び10件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、9件目と10件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって9件目及び10件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長	日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について。農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。 令和8年5月7日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 直樹 申請は1件で、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。また、場所については資料2、3ページに位置図を記載しておりますので、参照願います。 申請は、横芝 字 東松ヶ枝の宅地、535㎡です。概要ですが、駐車場用地といたく、申請がありました。農地の種別は、第3種農地に該当し、用途地域でもあります。地目は宅地となっており、耕作は行われていません。近隣のアパートの駐車場として有効利用する予定であり、条件の合った申請地を選んだものです。 事業費は、土地代と造成工事費用です。資金は自己資金を予定し、資金調達ができると見込まれます。隣接農地所有者へは、事業計画を説明済みです。 以上、議案第2号の説明でございます。
議長	ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。議案第2号について、担当委員の説明を求めます。
6番	6番 若梅です。本件について、地目が畑から宅地に変更されており、現況も更地であり農地としての利用がないことから、問題はないと考えます。よろしくお願いします。

議長	説明が終わりましたので議案第2号についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、議案第2号についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって議案第2号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	日程第4 議案第3号 令和8年度第2次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	日程第4 議案第3号 令和8年度第2次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和8年度第2次農用地利用集積等促進計画(案)が提出されたので本会の意見を求める。 令和8年5月7日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹 議案第3号は、中間管理機構が、地権者から借受けた農地を担い手へ貸し付ける際に町が農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっているため、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものです。 初めに、1件目から5件目まで、利用権を設定するものは(同一法人)、借り受けるものは、それぞれ地元農家の方となっております。 資料1 ページ目 借受けるものは、表の三段目に記載のとおりです。権利を設定する農地は、中台の畑 1筆 1,801㎡。期間は、約5年間です。 2件目、資料は2ページと3ページです。借受けるものは、記載のとおりです。権利を設定する農地は、中台の畑 15筆、合計18,611㎡ 期間は約5年間です。 3件目、資料4ページ。借受けるものは、記載のとおりです。権利を設定する農地は、中台の田 8筆 合計7,198㎡。期間は約5年間です。 4件目、資料5ページ。借受けるものは、記載のとおりです。権利を設定する農地は、中台の田 9筆 合計8,668㎡。期間は約5年間です。 5件目、資料6ページ。借受けるものは、記載のとおりです。権利を設定する農地は、中台の田 4筆 合計3,810㎡。期間は約5年間です。

参考までに、1件目から5件目の農地面積の合計は、40,088㎡になります。

次に、6件目から11件目まで、及び16件目と17件目についてですが、利用権を設定するものが別々の方で、借り受けるものが、(同一法人)となっております。

6件目、資料7ページを御覧ください 利用権を設定する者は、表の右上の一段目に記載のとおりです。権利を設定する農地は、新井の畑 1筆 962㎡。期間は、約5年間です。

7件目、資料8ページ 利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、新井の畑 2筆 合計1,158㎡。期間は、約5年間です。

8件目、資料9ページ 利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、宝米の畑 2筆 合計1,394㎡。期間は、約5年間です。

9件目、資料10ページ 利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、新井の畑 2筆 合計850㎡。期間は、約5年間です。

10件目、資料11ページ 利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、宝米の畑 1筆 628㎡。期間は、約5年間です。

11件目、資料12ページ 利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、新井の畑 2筆 合計1,090㎡。期間は、約5年間です。

16件目、資料は飛んで25ページになります。 利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、新井の畑 2筆 計3,360㎡と、宝米の畑 1筆 1,295㎡、合計4,655㎡です。期間は、約5年間です。

17件目、資料26ページ。 利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、新井の畑 2筆 合計2,371㎡。期間は、約5年間です。

なお、参考ですが、6件目から11件目、及び16、17件目の農地合計は13,108㎡です。

次に、12件目から15件目、資料は13ページから24ページになります。こちらも、別々の利用権を設定する方から、(同一人)が借り受け

	る案件です。 まず、12件目、資料は13ページと14ページです。権利を設定するのは、記載のとおりです。権利を設定する農地は、於幾の田 11筆 合計8,830㎡。期間は、約10年間です。 13件目、資料15ページから17ページです。権利を設定するのは、記載のとおりです。権利を設定する農地は、曾根合の田 2筆 計1,978㎡と、於幾の田 19筆 計11,197㎡の、合計13,175㎡。期間は、約10年間です。 14件目、資料18ページから20ページです。権利を設定するのは、記載のとおりです。権利を設定する農地は、於幾の田 27筆 合計15,569㎡。期間は、約10年間です。 15件目、資料21ページから24ページです。権利を設定するのは、記載のとおりです。権利を設定する農地は、寺方の田 3筆 計1,032㎡と、於幾の田 28筆 計19,756㎡、合計20,788㎡。期間は、約10年間です。 申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号及び3号に規定されている農用地等の効率要件（耕作している農地に遊休農地がない）や、農作業の常時従事（年間150日以上）を満たしていると考えます。 以上、議案第3号の説明となります。
議長	ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。 議案第3号につきましては、審査件数が多いため、初めに、利用権設定者が同一の1件目から5件目、次に、耕作者が同じ6件目から11件目及び16件目と17件目、次に、12件目から15件目、という形で採決いたします。はじめに、1件目から5件目の質疑を許します
5 番	4件目の貸借料金が0円となっている筆がありますが、何故でしょうか。
事務局	実態として、表に記載の別の筆と一体となった形状のため、そちらに合計額として記載し、その他の筆は0円という標記としております。
議長	他にございませんか。 （質疑なし） 質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目から5件目までの案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

	(挙手全員) 全員賛成、よって1件目から5件目の案件については、原案のとおり決定しました。 続いて6件目から11件目及び16、17件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了し、6件目から11件目及び16、17件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって6件目から11件目及び16、17件目の案件について、原案のとおり決定しました。 続いて12件目から15件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了し、12件目から15件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって12件目から15件目の案件については、原案のとおり決定しました。
議長	日程第5 議案第4号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について上程します。
事務局	事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。 議案第4号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について本会の議決を求める。 令和8年5月7日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹 農業委員会の事務事業については、農業委員会等に関する法律に基づき、公表を毎年行うこととなっており、定められた様式に記載したものを案としてまとめています。なお、公表は町のホームページで行うこととしています。 1ページ目をご覧ください。 昨年度の最適化活動の実績公表(案)になります。「I 農業委員会の

状況」は、前任の農業委員に関することと、統計データなどから引用し記載しています。

次のページ 2 ページをご覧ください。

「Ⅱ 最適化活動の実施状況の1 最適化活動の成果目標」ですが、「(1) 農地の集積②目標」に記載されているように認定農業者や集落営農などの担い手に対する目標集積面積は5 2 6. 3 ヘクタールでしたが、「③実績」の表にありますように、集積実績は2 8. 9 ヘクタールでありました。

「(2) 遊休農地の発生防止・解消」では、「②目標」は緑区分、これは荒廃度が進んでおらず、すぐ利用可能な遊休農地のことですが解消目標面積を7. 2 ヘクタールと設定したところ、3 ページの「③実績」で6. 3 ヘクタールの解消となっております。

3 ページの下から2 番目の表にあります「(3) 新規参入の促進」ですが、「①現状及び課題」で令和2 年度から三ヶ年は経営体の参入実績がありませんでしたが、令和5 年度は1 経営体が参入し、0. 2 ha (0 ha となっておりますが、0. 2 ha でありますので、訂正をお願いします)、令和6 年度は1 経営体が参入し3. 2 ha の営農を始めていただけました。

4 ページ目 上から2 つ目の表

「農業委員会の点検結果」としては、農業後継者がいないことが多く農業従事者が高齢化するとそのまま廃業すると思われる。機械購入等の設備投資が必要な業種のため、異業種からの参入が難しいことを記載しました。

その次の「2 最適化活動の活動目標」は、1 の最適化活動の成果目標の達成に向けてどのような活動を行ったかについて目標と実績が記載されています。「(2) 活動強化月間の設定」は、9 月から1 1 月に遊休農地の解消、1 2 月から1 月に農地の集積を推進すべく取り組むこととして2 回の強化月間を設定し、目標どおり実行しております。

5 ページ「3 新規参入相談会への参加」ですが、令和7 年度は町産業まつり時に「新規就農相談会」として1 ～2 名の参加者を見込んだところですが、実績としては、就農相談はありませんでした。

最後に、6 ページ 「Ⅲ 事務の実施状況」ですが、定例総会の開催状況や農地法第3 条、第4 条及び第5 条の処理件数について記載されています。違反転用について新規発生が2 件、解消が2 件でありまして、令和7 年度末時点の違反転用面積は、0. 8 2 ha となりました。以上、議案第4 号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、議案第4 号の朗読並びに説明が終わりましたので、本案件に

	についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了し、議案第4号について採決します。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって議案第4号については、原案のとおり決定しました。 議長 続いて、日程第6 議案第5号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。 事務局 議案第5号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について本会の議決を求める。 令和8年5月7日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹 これも、毎年作成し、町ホームページで公表しているものですが、今年度の最適化活動に係る目標設定となります。 これも、毎年作成し、町ホームページで公表しているものですが、今年度の最適化活動に係る目標設定となります。 1ページ目 をご覧ください。 「Ⅰ 農業委員会の状況」は、現在の農業委員に関することと統計データなどから引用し記載しています。 2ページをご覧ください。 「Ⅱ 最適化活動の目標」で、まずは「1 最適化活動の成果目標」について、3つの項目を設定しています。 「(1) 農地の集積」は2つ目の表「②目標」に記載のとおり、目標年度である令和10年度末の集積率を52.3パーセント、これに向け新規の集積目標面積を563.5ヘクタール、今年度末での集積面積を1,647.5ヘクタール、集積率52.3パーセントと設定しました。 「(2) 遊休農地の解消」は、「②目標」に記載のとおり緑区分、これは荒廃度が進んでおらず、すぐ利用可能な遊休農地のことですが解消目標面積を昨年度と同じく、7.2ヘクタールと設定しました。 3ページ目の「(3) 新規参入の促進」は、公表可能な新規参入者への貸付面積を4.2ヘクタールと設定しました。 続いて「2 最適化活動の活動目標」は、1の最適化活動の成果目標の達成に向けてどのような活動を行うか、について目標を設定しています。
--	---

議長	「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、1 か月の間に 5 日と設定しています。 「(2) 活動強化月間の設定目標」は、9 月から 11 月に遊休農地の解消、12 月から 1 月に農地の集積を推進すべく取り組むことを目標として設定しています。 「(3) 新規参入相談会への参加目標」は、昨年度同様に町産業まつりでの就農相談コーナーを開設し、1 ～ 2 名程度の参加を目標としたいと思います。 委員の皆さまと共に、取り組みを進めて参りたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。以上、議案第 5 号の説明とさせていただきます。 ただいま、議案第 5 号の朗読並びに説明が終わりましたので、本案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了し、議案第 5 号について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって、議案第 5 号については、原案のとおり決定しました。 以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。
事務局	以上をもちまして、令和 8 年 5 月第 2 回 農業委員会定例総会を閉会します。